

授業コード	JP11110010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	公法総合演習 I (憲法訴訟論)		
英語科目授業名	Constitutional Litigations		
科目ナンバー	JAEPU8804	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名 (代表含む)	渡邊 賢		
科目の主題	この講義では、基本的人権に関する主要な裁判例を中心にフォローし、そこで展開されている判例理論の内在的な理解に努めつつ、これに対する学説からの応接と対比し、判例理論の意義と限界を検討する。		
授業の到達目標	法律基本科目のなかでも、この科目は3年課程の2年次、あるいは2年課程の1年次に開講されるもので、本ロー・スクールの1回生において「人権の基礎理論」をすでに学習している者、あるいは法学部等においてそれに相当する内容を履修している者を対象とするものである。本講義のこのような位置づけにかんがみて、本講義では、①各事例の前提となる制度及び事例に特有な事実関係を分析する力を確かなものとする、②具体的な事例に含まれる憲法上の問題点を発見する能力のよりいっそうの向上に努めること、及び③各事例に含まれる憲法上の問題点について、憲法の人権保障という視点から違憲性を主張する立場を構成する能力と、それへの反論を見極めつつ、妥当な解釈論を導き出す能力を涵養することが、この講義の到達目標である。		
授業内容・ 授業計画①	<p>(1) 外国人の人権 人権の享有主体に関する問題のうち、外国人の人権を検討する。外国人の人権に関する判例理論を瞥見した後、定住外国人の公務就任権に関する東京都管理職試験訴訟最大判平成17・1・26民集59巻1号128頁につき、外国人の人権と主権論の関係も含めて、考察する。</p> <p>(2) 法人の人権 人権の享有主体に関する問題のうち、法人の人権に関する八幡製鉄事件最判昭和45・6・24民集24巻6号625頁、南九州税理士会事件最判平成8・3・19民集50巻3号615頁、群馬司法書士会事件最判平成14・4・26判時1785号31頁を、国労広島事件最判昭和50・11・28民集29巻10号1698頁も絡めながら、考察する。</p> <p>(3) 思想良心の自由 精神的自由権に関する問題のうち、思想良心の自由の保障の意義と限界につき、最判平成19・2・27民集61巻1号291頁及び平成23年に出された三つの最高裁判決を素材に、卒業式における国歌斉唱と公務員である教師の思想・信条の自由を中心に検討する。</p> <p>(4) 政教分離 政教分離原則について判例法理が従来展開してきた目的効果基準の内容・意義・守備範囲等につき、白山比メ神社御鎮座二千百年式年大祭奉賛会事件最1判平成22・7・22判時2087号26頁を素材に検討する。</p> <p>(5) 表現の自由 (1) 表現の自由をめぐる諸問題のうち、検閲・事前抑制をめぐる判例法理を確認の上、裁判所の仮処分による出版物の事前差止を認める際、名誉権を保護する場合とプライバシー権を保護する場合とでその基準に違いがあるかどうかについて検討する。</p> <p>(6) 表現の自由 (2) 表現の自由をめぐる諸問題のうち、いわゆるパブリック・フォーラム論を確認の上、公立図書館を「公的な場」とする議論を展開した船橋市西図書館蔵書廃棄事件最判平成17・7・14民集59巻6号1569頁を検討する。</p> <p>(7) 表現の自由 (3) 表現の自由をめぐる諸問題のうち、公務員の政治的行為禁止規定とその適用の合憲性が問題となった東京高判平成22・3・29等を比較対象にして、いわゆる猿払事件最判昭和49・11・6刑集28巻9号393頁を検討する。</p> <p>(8) 表現の自由 (4) 表現の自由をめぐる諸問題のうち、報道・取材の自由をめぐる一連の最高裁判例の法理を考察する。</p>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>(9) 経済的自由 職業選択の自由の規制立法の違憲審査基準と財産権の規制立法の違憲審査基準とを比較し、両者の異同を考察する。</p> <p>(10) 生存権 生存権と違憲審査基準をめぐる諸問題のうち、生存権保障から「制度後退禁止原則」なるものを導出できるかにつき、生活扶助老齢加算廃止事件最判平成24・2・28民集66巻3号1240頁を素材として、検討する。</p> <p>(11) 参政権 参政権をめぐるのは、議員定数不均衡に関する諸判例のほか、在外邦人選挙権剥奪違法確認等請求事件最判平成17・9・14民集59巻7号2087頁など、いくつかの重要な最高裁判例が近時相次いで出されている。そこでそれらの相互関係を考察する。</p> <p>(12) 包括的基本権 包括的人権保障の問題を取り上げるが、その際、自己決定と輸血拒否(東京高判平成10・2・9判時1629・34)等を題材として、自己決定権の内容、制約原理を検討する。また住基ネットに関する一連の裁判例等もここで検討対象とする。</p> <p>(13) 人権の適用範囲 人権の適用範囲に関する諸問題につき、いわゆる私人間効力論を中心に、検討する。</p> <p>(14) 人身の自由 成田新法事件最判平成4・7・1民集46巻5号437頁で展開されている行政手続の法理の内容・意義・限界を、退去強制手続に関する東京地判平成17・1・21判時1915号3頁を素材としつつ、確認する。</p> <p>(15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>事前に各回の対象とする判例を精確に読み込んでおくこと。受講後は必ず復習すること。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 各講義における質問や議論への参加の状況(成績評価全体のうち10%の比重を占める)及び学期末の試験(同じく90%の比重を占める)により評価を行う。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>講義は、教員が質問し、それに受講者が答える形式で進められる。</p>
<p>教材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ、Ⅱ〔第5版〕』(有斐閣、2011年)</li> <li>・長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選ⅠⅡ〔第6版〕』(有斐閣、2013年)</li> <li>・大阪市大憲法判例集Ⅰ&amp;Ⅱ(大阪市大で教材用に作成したもの。法学部事務室にあります)。</li> <li>・担当教員が指定する判例・論文・判例評釈等。</li> </ul>